

静岡県選挙管理委員会告示第2号

令和2年4月26日執行予定の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（静岡県第4区）における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりとする。

令和2年2月25日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

被登録資格の決定の基準となる日 令和2年4月13日

（ただし、年齢については、令和2年4月26日とする。）

登録を行う日 令和2年4月13日